

令和5年第2回（5月）臨時会

# 議案説明

令和5年5月17日

議案番号	件 名	ページ
同意第 5 号	山陽小野田市教育委員会の教育長の任命について	1
同意第 6 号	山陽小野田市固定資産評価員の選任について	1
議案第 3 2 号	令和 5 年度山陽小野田市一般会計補正予算（第 3 回）について	2
議案第 3 3 号	令和 5 年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第 1 回）について	2
議案第 3 4 号	山陽小野田市きらら交流館条例の制定について	2
承認第 1 号	令和 5 年度山陽小野田市一般会計補正予算（第 2 回）に関する専決処分について	3
承認第 2 号	山陽小野田市税条例の一部改正に関する専決処分について	3
承認第 3 号	山陽小野田市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分について	3

本日は、令和5年度山陽小野田市一般会計補正予算その他諸議案を御審議いただくためお集まりいただきました。

ただいま上程されました同意第5号は、山陽小野田市教育委員会の教育長の任命についてであります。

現教育長の長谷川裕（はせがわ ゆたか）氏の任期が令和5年6月8日をもって満了するため、後任を任命するに当たり、議会の同意をお願いするものであります。

慎重に人選した結果、後任には長友義彦（ながとも よしひこ）氏を選任したいと思います。

長友氏は、長年の教員としての実績はもとより、文部科学省や大学等への派遣など多様な経験を積まれ、また、行政の分野においても県の教育庁義務教育課や他市の指導主事を歴任し、令和3年4月からは本市の学校教育課長を務められるなど教育において幅広い知識と経験を有しておられ、教育長として適任であると確信しております。

なお、任期満了となります長谷川教育長におかれましては、平成31年に教育長に就任以来、本市の教育行政の推進に多大なる御尽力を賜りました。その御労苦に対し、ここに深甚なる敬意と謝意を表すとともに、今後の御健勝と御活躍をお祈りいたします。

同意第6号は、固定資産評価員の選任についてであります。

固定資産評価員は、市長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ、市長が行う価格の決定を補助するために設置するものでありますが、現在、固定資産評価員が欠員となっておりますので、その選任について、議会の同意をお願いするものであります。

人選に当たりましては、地方税法第404条第2項に示されているとおり、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちからということを考慮し、固定資産税業務を所管する部の長である総務部長の辻村を選任したいと思います。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

それでは、ただいま上程されました諸議案について、御説明いたします。

議案第 32 号及び議案第 33 号は、令和 5 年度の補正予算であります。

議案第 32 号は、一般会計補正予算であります。

今回の補正は、物価高騰等の影響を受ける生活者や事業者に対して必要な支援を実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が交付されることに伴い、物価高騰等による負担感が大きい低所得者世帯を支援する物価高騰対策住民税非課税世帯支援給付金給付事業や、物価高騰等に直面する市民生活を支援し、地域における消費を喚起する商品券発行事業等を実施するための経費を計上しております。これらは速やかな予算措置が必要な案件の補正であり、歳入歳出それぞれ 6 億 978 万 2,000 円を追加し、予算総額を 324 億 7,283 万 8,000 円とするものです。

補正の主な内容としまして、歳入については、国庫支出金 4 億 5,986 万 8,000 円、県支出金 577 万 8,000 円、繰入金 1 億 4,413 万 6,000 円をそれぞれ増額しております。歳出については、民生費 2 億 8,894 万 3,000 円、商工費 2 億 9,535 万 9,000 円、教育費 2,548 万円をそれぞれ増額しております。

議案第 33 号は、小型自動車競走事業特別会計補正予算であります。

今回の補正は、令和 4 年度の決算見込みにおいて歳入が歳出に対して不足する見込みでありますので、地方自治法施行令第 166 条の 2 の規定に基づき、令和 5 年度の歳入を繰り上げてこれに充てようとするものであり、歳入歳出それぞれ 9 億 3,000 万円を追加し、予算総額を 263 億 9,587 万 6,000 円とするものであります。

補正の内容としまして、歳入については、諸収入 9 億 3,000 万円を増額し、歳出については、令和 4 年度の歳入歳出差引不足額に充てるため、前年度繰上充用金 9 億 3,000 万円を増額しております。

議案第 34 号は、山陽小野田市きらら交流館条例の制定であります。

これは、焼野海岸、竜王山等のフィールド活動の魅力を最大化する「体験・活動拠点」及び市民の心身ともに健康な暮らしをサポートする「生活・交流拠

点」をリニューアルコンセプトとし、交流人口の拡大を図るとともに、市民の福祉の向上、地域の賑わいの創出を図ることを目的としたきらら交流館を設置するため、条例を制定するものです。

承認第 1 号から承認第 3 号までは、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

承認第 1 号は、令和 5 年度一般会計補正予算に関する専決処分についてであります。

今回の補正は、国において、食費等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得の子育て世帯に対して、給付金を支給する方針が示されたことから、本市においても、支給に向けた体制を早急に整えるための予算措置が必要となったため、令和 5 年 4 月 20 日に専決処分を行ったものです。これにより、歳入歳出それぞれ 7,799 万 7,000 円を追加し、予算総額は 318 億 6,305 万 6,000 円となりました。

承認第 2 号は、山陽小野田市税条例の一部改正に関する専決処分及び承認第 3 号は、山陽小野田市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分についてであります。

これらの改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和 5 年 3 月 31 日に公布され、一部の規定を除き、令和 5 年 4 月 1 日から施行されたことに伴う所要の改正を行うものであり、直ちに条例を改正して施行する必要があることから、令和 5 年 3 月 31 日に専決処分を行ったものであります。

承認第 2 号税条例の一部改正の主な内容としましては、地方税法において、長寿命化に資する大規模修繕等が行われたマンションに対して固定資産税の減額措置等が講じられたこと等に伴う所要の改正であります。

承認第 3 号都市計画税条例の一部改正の主な内容としましては、地方税法において、バス事業者が取得した E V バスの充電設備等に係る課税標準の特例措置が講じられたこと等に伴う所要の改正であります。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。